

LIVE

今月のテーマ

傘は正しく持ちましょう

6月になると全国的に梅雨入りのシーズンとなり傘の出番も必然的に増えてきますね。最近では傘の扱い方が原因になる事故が増え、それが報道などで大きく取り上げられることもあり、傘の扱い方に対する意識がずいぶんと変わってきました。今回は傘の正しい扱い方について考えてみましょう。



傘、どうやって持っていますか？

特にトラブルになりやすいのは傘をたたんだ時の持ち方です。基本的に先端を下にして垂直に持つことが人に当たることも少なく望ましいでしょう。同じように下向きにしても柄を手首やカバンに掛けたりすると、ちょっとした動きでも前後左右に動いてしまうので周りの人に当たってしまい迷惑をかけてしまいます。

また左の絵のように横向きに持つことは非常に危険！小さな子どもの目の位置に近いので、子どもに大けがを負わせてしまう可能性が高くなりますから絶対に行わないようにしましょう。

電車やバスの車内で座るときは傘カバーに入れて足の間に挟んで固定するのがおすすめです。

傘を差しての自転車運転は違法ですよ

傘を差して自転車に乗ることは少し前まで黙認されていましたが、最近では自転車による死傷事故の増加を受けて自転車にも道路交通法第七十条を厳格に適用させる方向になっているようです。



(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

このため雨の日に傘を差しての自転車運転は検挙の対象となることが多くなりました。また自転車のハンドルに傘を固定する器具が販売されていますが、以下の地域では使用が禁止されています。

◇運転時に傘を使用すること自体が使用禁止の地域

青森県、岩手県、山形県、静岡県、福井県、三重県

また、固定器具の使用に「交通量が少ない」などの条件がつく地域もあります。

◇条件を満たす場合のみ傘を固定する器具の使用が認められている地域

茨城県、栃木県、愛知県、京都府、広島県、長崎県、熊本県